

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和7年3月7日

大分県知事 佐藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 遠隔教育指導支援ロボティクス調達業務
- (2) 使用期間 令和7年4月から令和8年3月末まで
- (3) 業 務 内 容 「遠隔教育指導支援ロボティクス調達仕様書」のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（「大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格」の廃止後も資格を有していると見なされている者を含む）を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 日時 令和7年3月7日（金）から令和7年3月26日（水）まで
- (2) 場所 大分県教育委員会ホームページ
<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/list21514-25219.html>

4 入札説明書の閲覧場所及び日時

上記3に同じ

5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通 貨 日本国通貨

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年4月1日(火) 14時20分
- (2) 場所 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館6階 61会議室
- (3) 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行う。

7 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により入札保証金は免除とする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行契約保証保険に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 過去2年間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (2) (1)のアに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、落札決定日から7日以内に提出すること。
- (3) (1)のイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のアからウにより提出すること。

(「契約保証金免除申請書見本」参照)

 - ア 提出期限
落札決定の日から7日以内
 - イ 提出場所
8と同じとする。
 - ウ 提出方法
アに掲げる期間までに、イに掲げる場所に持参すること。
ただし、持参できないときは、イに掲げる場所にアに掲げる日時までに必着するよう郵送(書類郵便に限る。)すること。
なお、郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に「契約保証金納付免除申請書類在中」と朱書きし、中封筒に入札事項、入札日時を、裏面に落札者の商品又は名称、代表者名及び取扱部署名を記入すること。
- (4) 契約保証金は契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

9 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの。
- (2) 入札に関する条件に違反したもの。
- (3) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、本調達契約に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札しない場合は、再度入札を2回まで行う。
 - (4) 3回の入札で落札者がいない場合、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約に移行する。
- 11 最低制限価格に関する事項
設定しない。
 - 12 契約に関する事務を担当する部局の名称
(令和7年3月31日まで)
〒870-0835 大分市上野丘2丁目10番1号
大分県教育庁高校教育課遠隔教育推進班
電 話 097-510-9108
メール a31210@pref.oita.lg.jp
(令和7年4月1日より)
〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階
大分県教育庁教育DX推進課
電 話 097-506-5441
 - 13 その他
 - (1) その他の詳細は、入札説明書による。
 - (2) 本業務は、令和7年度予算成立を前提としたものであるため、予算成立されない場合は手続きを停止することがある。